明治初期における北海道開拓使によるハマナスの香料，香水づくり
―開拓使文書から，その経緯を読み解く―

Rosa rugosa perfume making process guide
by Hokkaido Development Commissioner in the early period of Meiji era;
Insightful study reading from official documents
of Hokkaido Development Commissioner

伊藤 由起子*
Yukiko ITOU*

要　旨

北海道開拓使の公文書から，明治初期におけるハマナスの香料，香水づくりの経緯を読み解いた．明治９年（1876），開拓使御用係の出島松造により石狩産のハマナスから香水が試験製造された．この香水は，中国から導入したランビキで蒸留されたハマナス水であったと推測される．明治12年（1879）にはハマナス油の製造に成功したとみられ，成功に至るまで，さらには製造後においても銀座の薬種商・岸田吟香のさまざまな助言と協力が見られる．明治13年（1880）には，石狩海岸で約１カ月をかけて最低でも2.5tの原料花が採取，塩蔵され，札幌製物試験場にて水蒸気蒸留法によりハマナス油がつくられた．ハマナス油は国産香料の先駆けであり香りの質も評価されたが，産業界に香料の需要が高まる前だったことと，外国産バラ油よりも高い価格のためか，この香料事業は本格化には至らず幻の官営事業となった．

キーワード：ハマナス（玫瑰），香料，香水，出島松造，岸田吟香

１．はじめに

ハマナス（*Rosa rugosa*）は英名で「Japanese rose」の異名を持つバラ科の植物で，花はバラ様の芳しい香りを放つ．昭和40年（1965）過ぎまで，香料会社により本道に自生するハマナスの花弁から高級香料が生産されていたことが知られるほか[1]，すでに明治期には北海道開拓使がハマナスの香料，香水づくりに取り組み，事業化を模索したことがわかっている．

明治期における取り組みの事実を裏付ける史料は，これまでに明治13年（1880）の開拓使文書『府県支庁出張所文移録』（簿書）が報告されているのみである（福井，1974）．同簿書に収録された該当文書によれば，明治13年３月，開拓使製造のハマナス油（香料）が東京に送られ，その品質等について関係筋への聞き取り調査が行われた(A5-1)．調査の結果は，関係筋の見解をまとめた口述書にて報告されている(A5-2)．また同年10月には香水瓶に貼るシール3000枚の印刷が手配されており(A5-3)，ハマナス油からつくられた香水が瓶に詰められ，実際に販売されたことがうかがえる．

以上のとおり，該当文書は香料，香水ができ上がって以後の業務において交わされたものであり，開拓使による香料，香水づくりがいつからどのようないきさつで始まったのかについては，これまで明らかにされていない．また，文書中には石狩産のハマナスを原料に札幌本庁の製物試験場でつくられた香料，香水であることは記されているものの，どのような工程や製法で製造されたか

* 伊藤由起子　〒061-2283 北海道札幌市南区藤野３条11丁目19－３（尾作方）

については，これも明らかにされていない．

そこで北海道立文書館所蔵の史料を探してみたところ，香料，香水づくりに関する記載のある開拓使文書がほかにも多数，存在することがわかった．前述の『府県支庁出張所文移録』を含め簿書では計25点，それらに散在する文書の総件数は40件以上に及び，筆者はそのすべてについて古文書解読の熟練者の協力を得て解読を行った．

本稿は，これらの開拓使文書より知り得た事実の全容を時系列で把握するとともに，北海道開拓使による香料，香水づくりがいつどのようないきさつで始まり，どのような工程，製法で製造されたのかについて，特に重要な役割を果たした人物に注目しながら検証するものである．加えて，この香料，香水づくりが事業として本格化しえなかった要因についても考察した．

2．開拓使による香料，香水づくりの概要

（1）判明した新事実と概略年表

今回の調査における成果として，新たに次のような事実が判明したことが挙げられる．

ひとつめは，早くも明治９年（1876）に開拓使御用係の出島松造によって，石狩産のハマナスから香水が試験製造されていた事実が判明したことである．ふたつめは，明治13年（1880）のハマナス油の製造過程で交わされた文書群によって，石狩海岸での花摘みの経緯やハマナス油の製法が明らかとなったことである．みっつめは，これら石狩産のハマナスを用いた札幌本庁主導の取り組みとは別に，函館監獄が香料，香水づくりを懲役工業に導入する試みがみられ，函館分署が主導した取り組みもあったことが判明したことである．

以上を含め，対象とした全文書を時系列に読み

表１．北海道開拓使によるハマナスの香料，香水づくりの経緯（概略）．

札幌本庁による取り組み（石狩産ハマナスを使用）			函館分署（函館監獄）による取り組み
明治９年	５月	東京出張所にて「出島松造伝習の香水器械」購入（４月28日）※．	明治11年より函館監獄の懲囚工業として「ハマナス水」「クロモジ油」を製造．
	6月12日	出島松造が石狩海岸で摘んだハマナスの花から「香水」を試験製造．	同年８月，８回の蒸留で微量の「ハマナス油」を確認するが分離できず．
	6月28日	石狩分署が石狩海岸で摘んだハマナスの花を，箱に入れて札幌へ送付．	同年，お雇外国人医師・エルトリッジが懲役囚に「ハマナス油」の製法を教える（11月10日）※．
明治13年	3月12日	石狩産ハマナスから製造した「ハマナス油」を関係筋に送り，品質および販売の見込みと価格を問い合わせ．	明治12年６月，ハマナスの花の塩漬けを東京の薬種商・岸田吟香に送付．
	６月上旬～７月上旬	石狩へ職員を派遣，人を雇ってハマナスの花を摘み塩蔵して，札幌製物試験場にて「ハマナス油」を製造（詳細 表２参照）．	
	８月	宮城県博覧会にハマナスの「香水」を出品．	
	10月16日	ハマナス油の品質および販売の価格と見込みについて岸田吟香の口述書（９月28日付け）届く．	
	10月19日	香水瓶に貼るシール3000枚の印刷を発注．	
明治14年	３月	内国勧業博覧会に「ハマナス油」を出品．	

※は年月日の確定ができないため，その史実を裏付ける記載のある文書の日付をカッコ内に記した．

解き，北海道開拓使によるハマナスの香料，香水づくりの経緯をまとめたのが表１である．

（２）開拓使がつくった香料，香水の実体

表１にみるように，ハマナスの香料，香水づくりにおける開拓使の製造物には，「ハマナス油」「ハマナス水」「香水」が登場する．それぞれの実体について説明しておきたい．

ハマナス油は，ハマナスの花弁から採出される精油である．開拓使文書においては「ハマナス香油」「ハマナス揮発油」という呼称も使われている．精油とは植物の芳香物質を採出したもので，中世ヨーロッパに興隆した香料産業において天然香料として量産されるようになった．主にせっけんや化粧品に賦香して，あるいは香水の原料として用いられる．

天然香料のもっとも伝統的な製法である水蒸気蒸留法において，精油は原料植物を蒸留して得られる芳香蒸留水（herb water, floral water）から分離して採出される[2]．この芳香蒸留水も，古くから世界各地で傷病の治療や肌の手当てなどさまざまな用途で使われてきた（井上，2009）．ハマナス水はハマナスの花弁を原料とする芳香蒸留水である．

西洋の香料技術に従えば，ハマナスの香水はハマナス油をアルコールに溶解させ水で希釈してつくられる．なお，詳しくは後述するが（本稿４章１節），本調査において明治12年（1879）よりも前にハマナス油の製造に成功した事実は確認できず，このことから明治９年（1876）に試験製造された香水がハマナス油を原料としたとは考えにくい．明治９年の香水の実体については次章で検証，考察する．

３．出島松造による「香水」の試験製造

（１）缶詰よりも先に香水を試作

明治９年（1876）に早くも石狩産のハマナスから香水が試験製造された事実は，同年の簿書『葡麦酒醸造所新築中往復留』および『開拓使公文録』に収録された３件の文書によって裏付けられる．該当文書により，次のような経緯をたどることができる．

同年４月28日の文書に，開拓使東京出張所において「出島松造伝習の香水器械」が購入され，出島本人が器械を携帯して来道する予定であることが記されている（A2-1）．６月11日には，石狩で満開のハマナスを見た開拓使役人（調所廣丈）が，明日，出島松造が石狩にて香水の試験製造にのぞめるよう取り計らいを頼んでいる（A2-2）．この文書には，ハマナスが最も花盛りである場所を示した直筆の絵地図が添えられており，現在の『はまなすの丘公園』（石狩市浜町）のあたりを印しているのが興味深い（写真１）．これを受けてであろう，６月12日，札幌本庁から石狩分署に対し，

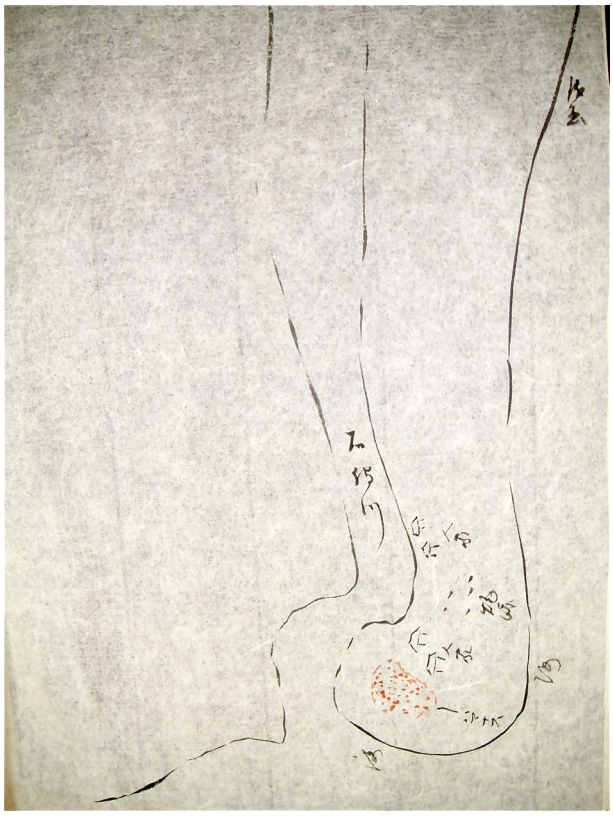

写真１．調所廣丈直筆の絵地図
（A2-2，簿書1629–10，北海道立文書館所蔵）．明治９年６月11日に石狩を訪れた調書廣丈が，翌日，香水の試験製造に訪れる出島松造のためにハマナスが満開である場所を示した．絵図中に「銭函」「石狩川」「海」「人家」「焼跡」「ハマナス」の文字があり，ハマナス群生地は朱色で印されている．焼跡は５月に起きた石狩町大火の被害とみられる．

同日，出島が香水用の花を摘みに出向くので花摘み要員への手当金を立て替えてほしい旨，依頼する文書が送られている(A3-1)．

かくして，明治９年６月12日に出島松造が石狩海岸を訪れ，人員を雇ってハマナスの花を摘み，香水の試験製造を行なった事実が読み取れる．一連の経緯から，この試験製造には出島が携えて来た「香水器械」が用いられたものとみられる．この後，札幌本庁からの依頼を受け，石狩分署が６月28日，ハマナスの花を摘んで箱に詰めて札幌へ送っていることから(A3-1)，おそらく札幌で追加の試験製造が行なわれたのであろう．

出島松造といえば，明治10年（1877）10月に開業した日本初の缶詰製造所「石狩缶詰所」において，外国人技師の通訳に就き缶詰技術の伝習に重要な役割を果たした人物である（鈴木,1996）．幕末に十六歳でアメリカへ密航して９年間滞米し，明治元年（1868）に帰国した後は政府に通訳として重用されながら，明治５年（1872）からは開拓使御用係としても各方面で手腕をふるった（著/出島・編/斎藤，1980）．石狩缶詰所の開業に先立ち，明治９年（1876）10月に札幌農学校初代教頭のクラークとともに石狩でサケの缶詰を試作したエピソードでも知られるが（木戸口，2011），その４カ月前には香水を試作していたことになる．

（２）試験製造された「香水」の実体

明治９年（1876）６月に出島松造によって試験製造された香水の実体はなんだったのか．そのことをひもとく鍵となるのが，「出島松造伝習の香水器械」である．出島が滞米経験者であることから「香水器械」は欧米からの伝習であったと推測しがちだが，どうやら違うようだ．

明治８年（1875）の簿書『雑書類』に収録されている同年10月13日の文書に，「出島松造帰朝便」，すなわち出島松造が帰国した船にて，「花露製造器」が持ち込まれたことが記されている(A1-1)．江戸期から日本では花の芳香蒸留水を「花露」と呼んでおり，花露製造器とは芳香蒸留水を得るための蒸留装置を意味する．ところが，この文書には，船がどこの国からの帰国便であるのか記されていない．出島は同年５月に開拓使中判官・西村貞陽の貿易調査に随行して清国を訪れており，10月のこのころ帰国の途に着いていることから（西村，1876），船は清国からの帰国便であったとみられる．

清国随行にあたり，同国の創意的な製品とその製法を伝習する使命を与えられた出島が，帰国後にまとめた著書『清人創意製物方法並図』（出島，1875）が，国立国会図書館に所蔵されている．この中に「香水ヲ取ル法」があり，芳香蒸留水を得る方法とそのための器械の絵図が紹介されている（写真２）．絵図から，その器械は古くからアジア圏で広く用いられてきたランビキと呼ばれる蒸留装置であることがわかる[3]．もっとも，ラ

写真２．『清人創意製物方法並図』に示された香水器械の図（出島，1875，国立国会図書館所蔵）．下段の加熱槽（乙図）に原料植物と水を入れ，上段の冷却槽（甲図）にも上から水を注ぎ，下から加熱すると蒸気が冷却槽の底にふれて冷やされ，芳香蒸留水となって横の管から流れ出る仕組みとなっている．銅製で簡易な２槽構造であるが，３槽構造の一般的なランビキと基本的な仕組みは同じである[3]．

ンビキは日本にも南蛮貿易の時代に伝来しており，江戸期には薬や化粧水として用いる芳香蒸留水の採取に使われた．医家や薬種商，上流階級の茶席などでの使用に限られたため，出島はその製法を清国で初めて目にしたものと思われる．

以上の経緯から，明治８年（1875）10月に出島が清国から持ち帰った花露製造器は同国のランビキであり，翌年，本道に携えて来た「出島松造伝習の香水器械」はその現物，もしくは同等品を改めて清国から購入したものであったとみられる．出島が試験製造した香水の実体は，中国から導入したランビキを用いて得た芳香蒸留水，すなわちハマナス水であったと推測される．

なお，近代日本の香料産業は，明治以後に西洋の香料および香料技術の導入によって台頭し，発展した．出島松造による中国からの蒸留装置の導入は，出島の清国訪問によりたまたまもたらされたに過ぎない．しかしながら芳香蒸留水と精油を得る蒸留法の原理は世界東西同じであり，ハマナス水の製造はこの後のハマナス油の製造につながったとみられる．次章にて詳述するが，その後の香料づくりにおいては，お雇い外国人に製法の指導や品質評価を依頼したり，西洋の香料との比較が重視されたりなど，開拓使のまなざしは西洋の香料技術，香料事情に向けられている．

４．明治の傑人・岸田吟香の関わり

（１）ハマナス油の製造成功に向けて

明治９年にハマナス水と思わしき香水が試験製造された後，これを懲役工業に導入するべく取り組みを始めたのが函館監獄である．函館監獄では，明治11年（1878）よりハマナス水のほかにクロモジ油[4]が製造された(B4-1)．ハマナス油については，同年８月に蒸留を８回繰り返してわずかに目視できたものの，微量のためハマナス水から分離をしていない(B3-1)．さらには，同年11月，懲役囚にハマナス油の製法を教えたお雇い米国人医師のエルトリッジに宛てて，その手順を改めて書き出してほしいと依頼する文書が送られており(B8-1)，技術が容易に修得されなかったことがうかがえる．

また，微量のため分離できなかったハマナス油を指してであろう，銀座の薬種商・岸田吟香が明治12年（1879）２月の書簡にて，“昨年，見せてもらったハマナス油はその後どうか”と気にかけ，製法が載った農業雑誌を紹介したり，花を東京へ送ってもらい自身が蒸留することを提案したりしている(B12-1)．これを受け，函館分署は同年６月，ハマナスの花を塩蔵して岸田の元へ送っている(B15-1)．函館で，ハマナス油の製造が試みられたのは確かだが，成功には至っていないようだ．

本調査において製造に成功したことが確認できる最初のハマナス油は，本稿１章に示した明治13年（1880）の簿書『府県支庁出張所文移録』において３月の文書に登場する，札幌本庁が石狩産のハマナスからつくったハマナス油である(A5-1，2)．３月にハマナスはまだ開花していないことから，このハマナス油は前年の明治12年（1879）に製造されたとみるのが妥当であろう．

（２）天然氷に次ぐ有望な資源として

前述の明治12年度製と思われるハマナス油は，東京に送られ，品質および販売の価格や見込みについて関係筋への聞き取り調査が行なわれたが(A5-1)，岸田吟香はこれを受け取り見解を寄せた関係筋のひとりである．調査の結果を報告する文書に添えられた口述書によれば，岸田はこのハマナス油を“洋式の香水の製法によって混和して時間を置くと，舶来のバラ油より優れた香りになる”と評価している[5]．さらには，“舶来品が八匁（もんめ）（30g）で十二円なので，ハマナス油が十円ほどなら（売り）さばくことは可能”としており，条件次第で買い上げるつもりであったことがわかる(A5-2)．

以上のとおり，函館，札幌ともに開拓使の香料，香水づくりにおいて，さらには製造後の調査や販売においても，岸田吟香が強力なアドバイザーとして関与し，助言や協力をしたことがみてとれる．

江戸期より，「薬油」として扱われてきた精油

は[6]，香料を扱う専門業者が台頭するまで薬種商が販売を担った．岸田の薬舗『薬善堂』は，巧みな広告戦略と日本初の液体目薬のヒットにより，当時，最も名の知れた薬舗であった．また，薬善堂の引札（広告ちらし）のなかには精油を調合して製した香水の宣伝が見られ，岸田が香料に精通した薬種商であったことがわかる（豊田市郷土資料館，2013）．開拓使が頼りにしたのはそれゆえであろうが，岸田にとっても国産香料が珍しい時代の本道産の香料は関心の的だったとみられ，ハマナス水やハマナス油のみならず，お雇い米国人たちが酷評した函館のクロモジ油についても，深い分析から評価して買い取りを申し出ている(B12-1)．

岸田吟香は多岐にわたる先駆的な事業を手がけた明治の傑人であり[7]，明治８年（1875）の薬善堂開設以前にもさまざまな起業をしている．そのひとつが明治４年（1871）の氷室商会の設立である．函館五稜郭産の天然氷に着目した中川嘉兵衛との共同事業により，函館氷を関東に移入販売した（豊田市郷土資料館，2013）．岸田はハマナスやクロモジの香料を，天然氷に次ぐ本道の有望な資源ととらえていたのかもしれない．

５．ハマナス油の製造における工程と製法

明治13年（1880）の簿書『諸課文移録』には，同年のハマナス油の製造過程で交わされた，13件の文書がまとまって収録されている．この文書群により，石狩海岸での花摘みの経緯や札幌製物試験場でのハマナス油の製法が具体的に明らかとなった．

同年におけるハマナス油製造のための花摘みは，表２にまとめたとおり，６月７日に石狩に職員を派遣して以後，約１カ月をかけて行なわれた．明治９年（1876）のハマナス水と思わしき香水の試験製造では，花摘みは１日で終わっており，花の採取量の違いがうかがえる．摘まれた花は樽に詰められ，塩蔵された．６月22日，石狩缶詰所の初代所長でこのときは札幌在勤だったと思われる石橋俊勝が花摘みを視察に訪れ，“二斗樽一個につきハマナスの花およそ五貫五百め（20.625kg）入るので百樽あれば充分”と報告している(A6-6)．2斗樽100個分の花を集めると約２tとなるが，実際には７月12日に花の樽詰め125個が札幌へ送られていることから(A6-10)，最低でも2.5tの花が摘まれた計算になる．

同簿書収録の該当文書のなかに，同年８月から開催された宮城県博覧会に出品するための「玫瑰（ハマナス）香水解説書」があり[8]，ハマナス油の製造法はそのなかに詳しく紹介されている(A6-8)．製法をみるところ，塩蔵した花弁を蒸留釜に入れ水を加えて加熱し，生じる蒸気から芳香蒸留水を得て，蒸留水の再留を繰り返すことにより，分離して浮かぶ精油をすくい取り濾過して採出している．これは水蒸気蒸留法のなかでもハイドロ蒸留（hydro-distillation）と呼ばれる手法である[2]．蒸留装置がどのような器械であったのか，ランビキであったのか，西洋式のものであったのかが注目されるが，残念ながら器械についての記述はない．

製造法の最後に，香水のつくり方として，ハマ

表２．明治13年ハマナス油の製造の経緯．

６月７日	花摘み・塩蔵を指揮する職員を石狩へ派遣
６月８日	塩５石（900ℓ）を石狩へ手配
６月12日	２斗樽70個を石狩へ送付
６月21日	石橋俊勝が石狩出張，花摘みを視察
６月30日	宮城県博覧会出品用「玫瑰（ハマナス）香水解説書」，提出
７月３日	２斗樽70個を石狩へ送付
７月12日	ハマナス花詰樽125個を札幌へ送付
—	本庁製物試験場にて蒸留，ハマナス油を製造

ナス油をアルコールに溶解して水で希釈することが説明されており，宮城県博覧会に出品された香水が，ハマナス油を原料にこの手法でつくられたことがわかる．香水瓶3000本分の中身についても同様であろう（A5–3）．

６．幻の官営事業にかいまみえる先見性

開拓使の製造したハマナス油は，明治13年（1880）の宮城県博覧会では香水に加工されて出品されているが，香水瓶3000本の販売を経て，翌年開催された内国勧業博覧会ではハマナス油のままで出品された（A7-1）．これは個人ではなく産業界における需要をにらんでのことと思われる．実際，この後，輸入，調合，卸しを担う香料専門の業者が台頭し，せっけんや化粧品等の製造に精油の香料が盛んに用いられるようになるのであるが，そうした状況に至るのは明治の終わり近くであったとみられる．輸入香料が主流を占めるなか，国内需要よりもむしろ輸出を目的に国産の天然香料も各種つくられるが[9]，それも明治の半ば過ぎであった（山田，1979）．その意味では，開拓使の香料，香水づくりは時期尚早であった．

また，宮城県博覧会に出品するための「玫瑰（ハマナス）香水解説書」の中には，「舶来の香油」，すなわちバラ油が“一磅（ポンド）（453g）で五百円より六百余円に至る”ことをもって，ハマナス油がいかに貴重であるかを紹介する記述がある（A6-8）．現在においてもバラ油は極めて高価な天然香料であるが，これはバラ油１kgを得るのに３～４tの花弁を要することからわかるように，原料花から得られる精油の収油率が非常に低く0.1％にも満たないことが関係している．

収油率の低さはハマナスも同様である．加えて，バラ油は栽培種を原料花とするのに対し，ハマナス油は自生種から原料花を採取し，しかも花弁の数が５枚しかないことから，生産効率はさらに劣るとみられる．それゆえであろう内国勧業博覧会に出品されたハマナス油には，壱オンス（30g弱）に「二十円〇五十銭」の価格が付けられており（A7-1），岸田吟香がバラ油との比較から「（売り）さばける」とした価格をはるかに上回る．米１俵が１～２円の時代であるから，これがいかに高価であるかがわかるであろう．仮にハマナス油が天然香料の需要拡大の機をとらえて世に出ていたとしても，価格では最初から外国産のバラ油に勝ち目はなかったといえる．

しかしながら，ハマナス油はまぎれもなく国産香料の先駆けである．精油は江戸期より薬油として医家や薬種商により細々とつくられてはきたが，本道においていち早く香料としてハマナス油がつくられたことは注目に値する．香水事業は幻の官営事業となったが，そこには開拓使の先見性を見ることができる．

謝辞：本調査にあたり，北海道古文書解読サークルの高田隆志氏に，開拓使文書の解読について多大なご協力とご指導をいただきました．深く感謝申し上げます．

注１　昭和13年（1938）に曽田香料株式会社が札幌に工場を開設し，昭和42年（1967）まで溶剤抽出法によりハマナスの香料を生産した．原料花は全道のハマナス群生地から集められ，石狩海岸にも親船町と厚田区聚富に同社の取次所があった．

注２　水蒸気蒸留法では，原料植物を釜に入れて，外から高温の蒸気を吹きこみ（スチーム蒸留法），あるいは釜に水を加えて加熱し（ハイドロ蒸留法），生じる蒸気を液化させると芳香蒸留水が得られる．天然香料となる精油は，原料植物を大量に用いる，もしくは芳香蒸留水の再留を繰り返すことにより，芳香蒸留水の上に浮かぶので，これを分離して採出する．

注３　ランビキは一般的に３槽を重ねて用いる小型蒸留装置で，下段の加熱槽と上段の冷却槽の間に，芳香蒸留水を管から外へ導く回収槽をはさむ構造となっている．日本には南蛮貿易の時代にポルトガル人が東南アジアから持ち込んだ考えられ，ポルトガル語の「alambique」(アランビック)が語源とされる．日本に伝わるランビキの多くは陶器製で，40～50センチの高さであった（ミヒェル，2007）．

注４　クロモジ油とは，一般的に本道に分布しないクスノキ科の落葉低木・クロモジ（*Lindera umbellata*）の枝葉から得られる精油を指し，静岡県の伊豆などで明治20年ごろよりつくられるようになったといわれる（井上重治，2008）．明治11年より函館監獄でつくられたクロモジ油は，本道では南部のみにみられるオオバクロモジ（*Lindera umbellata* var. *membranacea*）を原料にしたと思われる．

注５　岸田吟香のいう「舶来のバラ油」は，ダマスクローズ（*Rosa damascus*）の花弁から得られる精油と思われる．

注６　オランダの医学書から精油を学んだ蘭学医たちにとっ

て，関心の的はその薬効と医療用途であった．そのため香料としての性格には目が向けられず，薬油として扱われてきた経緯がある．

注７　岸田吟香が手がけた「日本初」とされる事業に，民間新聞『新聞紙』の創刊，本格的な和英辞書『和英語林集成』の刊行，液体目薬「精錡水」の製造・販売などがある．そのほか石油採掘，天然氷の販売および製氷，定期船航路の運航，従軍記者，盲人教育など，文明開化の時代に先鞭をつけた事柄は多岐におよぶ（豊田市郷土資料館，2013）．

注８　開拓使文書において，ハマナスには「ハマナス」と「玫瑰」，両者の表記が使われている．「玫瑰」の訓読みマイカイは，ハマナスと近縁ではあるが種の異なる中国のバラ科植物の呼称で，中国語では広くバラ一般を意味しても使われる．本稿では原則「ハマナス」を用いた．

注９　明治の終わりごろ輸出用に生産が奨励された国産香料にクロモジ油，スギ油，コブシ油，トウヒ（橙皮）油，ショウブ油などがある．医療用の薄荷脳や樟脳を得る過程でつくられる，ハッカ油やクスノキ油の輸出が好調であったことが背景にある（山田，1979）．

引用文献

出島松造，1875．香水ヲ取ル法，清人創意製物方法並図．東京府書籍館，国立国会図書館所蔵．

出島松造　著・斎藤斎　編，1980．出島松造の伝記/米国帆船ダイノウエブル号にてアメリカへ密行．財界ジャ−ナル社，神奈川県立図書館所蔵．

福井卓治，1974．岸田吟香に関する新史料発見，古書通信 第365号，日本古書通信社．

井上重治，2008．伊豆クロモジ油物語　前編．aromatopia，17(1)：46-49．

井上重治，2009．ハーブウオーターの基礎知識．サイエンスの目で見るハーブウオーターの世界，フレグランスジャーナル．

木戸口道彰，2011．開拓使石狩缶詰所．石狩ファイル，125，石狩市教育委員会．

ミヒェル，ヴォルフガング，2007．村上医科資料館のランビキについて．中津市歴史民俗資料館分館　村上医家史料館資料叢書 Ⅳ，中津市教育委員会．

西村貞陽，1876．清国通商貿易視察報告書．早稲田大学図書館所蔵．

鈴木トミエ，1996．日本最初の缶詰工場．石狩百話，石狩市．

豊田市郷土資料館，2013．明治の傑人　岸田吟香．豊田市教育委員会．

山田憲太郎，1979．現代の香料．日本香料史，株式会社同朋社．

調査対象史料 一覧

本調査で対象とした香料，香水づくりに関連する記載のある開拓使文書の一覧を，以下に記した（すべて北海道立文書館所蔵）．札幌本庁関係分は同じ簿書に複数の該当文書が収録されているものが多いため，それぞれ簿書名を先に記した．簿書については『簿書名』，主務者，年次，請求番号（簿書番号）の順に，収録文書については「件名」，年月日，請求番号（件番号）の順に記述した．函館分署関係分は時系列で文書の件名ごとに列記し，「件名」，年月日，請求番号（簿書番号-件番号）の順に記述した．

【A. 札幌本庁関係分】

A1　『雑書類　明治八年至同十年』　開拓使東京出張所勧業課物産係　1875～77（明治8～10）簿書2373
　A1-1　「花露製造器外二廉出島松造帰朝便差出ニ査収方ノ件」　明治８.10.13　（3）
A2　『葡麦酒醸造所新築中往復留 明治九年自三月至九月』 開拓使札幌本庁物産局製煉課　1876（明治9）簿書1629
　A2-1　「香水器械購求ノ件」明治9.4.28　（3）
　A2-2　「石狩ハマナス花盛ニ付試験ノ為出張方ノ件」明治9.6.11　（10）
A3　『開拓使公文録　勧業　明治九年』　開拓使札幌本庁　1875～76（明治8～9）　簿書6162
　A3-1　「香水精製ノ玫瑰花摘採人足等手当取計ノ件」明治9.6.12　（18）
A4　『雑書 明治十二年従一月至六月』　開拓使東京出張所勧業課物産係　1878～80（明治11～13）　簿書3753
　A4-1　「先ニ真崎健借置ノ香水並ニ揮発油製造書返却玫瑰油引受見合方ノ件」明治12.6.20　（226）
A5　『府県支庁出張所文移録　明治十三年自一月』　開拓使札幌本庁物産局製煉課　1880（明治13）　簿書A4/514
　A5-1　「物産取扱所へ玫瑰花香油ノ品評及代価並需要高問合」明治13.3.12
　A5-2　「物産取扱所ヨリ右問合ニ対シ岸田吟香口述書添回答」明治13.10.16
　A5-3　「玫瑰香水ヲ容ルル瓶上ニ添付ノ紙剞劂方物産取扱所へ掛合」明治13.10.19
A6　『諸課文移録　明治十三年自一月至十二月』　開拓使札幌本庁物産局製煉課　1880（明治13）　簿書A4/105
　A6-1　「製物試験場玫瑰花油見本回致ニ付品評等通報ノ件　標記ノ義取計ウ様申進」明治13.3.13　（111）
　A6-2　「塩譲渡ノ件　取計ウ様掛合」明治13．6.8　（112）
　A6-3　「玫瑰花買上ノタメ七等職夫井上清五郎石狩出張ニ付経費等繰替渡ノ件取扱ウ様照会」明治13.6.7　（113）
　A6-4　「塩譲渡ノ件　取計ウ様掛合ニ付了承ノ旨回答」明治13.6.8　（114）
　A6-5　「玫瑰花買上入用壱斗明樽差送ノ件」明治13.6.12　（115）
　A6-6　「石狩玫瑰花買上景況報知ノ件　申進」明治13.6.22　（116）
　A6-7　「玫瑰花陰乾ノモノ送致取計其外ノ件」明治13.6.28　（117）
　A6-8　「宮城県博覧会出品玫瑰香水解説書差進ノ件　申進」13.6.30　（118）
　A6-9　「壱斗明樽回漕其外ノ件　申進」明治13.7.3　（119）
　A6-10「玫瑰花詰樽送付ノ件　明治13.7.12」　（120）
　A6-11「玫瑰花醃蔵用弐斗樽譲渡文代価戻入其外ノ件　取計ウ様掛合」明治13.7.30　（121）
　A6-12「職夫松本祐之玫瑰花買上未決算分外ノ簾戻入ノ件取計ウ様照会」明治13.9.28　（122）
　A6-13「玫瑰花摘載経費仮繰替分戻入ノ件」明治13.9.22　（123）
A7　『第二回内国勧業博覧会稟議済綴　従明治十二年九月至同十四年九月』　開拓使東京出張所第二回内国勧業博覧会委員、1877～81（明治10～14）　簿書3739
　A7-1　「内国勧業博覧会出品玫瑰油価格改定ノ件」明治14.5.5　（68）

【B. 函館分署関係分】

　B1-1　「香水試験物上申ノ件」明治10.7.20　（2154-41）
　B2-1　「函館製玫瑰香水、試売ノ件」明治11.7.13　（5906-17）
　B3-1　「玫瑰水及玫瑰黄色香水分析ノ件」明治(11).8.5　（2959-7）
　B3-2　「玫瑰水引請志望ノ者有之ニヨリ代価等取調方申越ニ付調書差進ノ件」明治11.8.27　（2959-21）
　B4-1　「長官来場ノ節懲囚製造黒モジ香水浦塩へ輸出方下命ノ件」明治11.8.13　（2578-22）

B5-1 「函館懲役場ニテ製造ノクロモシ製香水送付ノ件」明治11.10.19 (2414-370)
B6-1 「香水五瓶当地懲役場ニテ製造ニ付試験トシテ送付ノ件」明治11.10.19 (2635-132)
B7-1 「函館支庁懲役場製造『クロモジ』香水試験ノ為教師へ分賦ノ件」明治11.10.25 (2453-226)
B7-2 「香水『クロモジ』御雇教師へ分賦ニ付品評差立ノ件」明治11.11.18 (2453-246)
B8-1 「函館監獄囚人へ瑰攻油製法口授ノ処更ニ染筆教授方ノ件」明治11.11.10 (1456-45)
B9-1 「函館懲役場製造ノ烏樟子製香水試験トシテ送付ノ件」明治11.11.20 (A 4/62-43)
B10-1 「烏樟木ヲ以製造ノ香水領収品評ノ件」明治11.11.20 (2413-441)
B11-1 「烏樟木ヨリ製出ノ香水品評結果報告ノ件」明治11.11.22 (2636-14)
B12-1 「クロモジ油並ニ香水販売景況取調ノ件」明治12.3.16 (3328-38)
B12-2 「監獄署ニテ試製スル烏樟油並ニ気発油売却景況取調ニ付玫瑰花送輸ノ件」明治12.4.- (3328-49)
B13-1 「玫瑰花採集塩漬ノ上東京輸送ニ付監獄署ニテ取扱ノ件」明治12.4.16 (3345-8)
B14-1 「玫瑰花並ニクロモジ揮発油回送方ノ件」明治12.5.16 (4468-39)
B15-1 「函館監獄署製烏樟木揮発油岸田吟香へ下渡並ニ玫瑰花差送ニ付調書差回ノ件」明治12.5.28 (3749-9)
B16-1 「玫瑰花摘採塩漬岸田吟香へ下付回答依頼ノ件」明治12.6.- (3752-67)
B17-1 「玫瑰水1合原価取調ノ件」明治(12).8.24 (3339-59)
B18-1 「亜爾箇児、利丘爾、檸柑酒及玫瑰香水製法ノ件」明治12 (3265-30)

調査対象史料 解読文（一部）

本調査で対象とした北海道立文書館所蔵の北海道開拓使文書のうち，本文に引用した史料を一部，解読文にて下記に記した．文書件名の前に本稿本文に配した引用番号を，後ろに資料の請求番号（簿書番号-件番号）を付した．

A1-1「花露製造器外二廉出島松造帰朝便差出ニ査収方ノ件」（2373-３）

花露製造機　　一式
水晶玉彫刻機器　　一式
老木　　五拾八盆

右今般出島松造帰朝便より差出候間
御査収可被下候也
八年第十月十三日
石崎八等出仕
安田少判官殿
小牧幹事殿

A2-1「香水器械購求ノ件」（1629-3）

出嶋松蔵伝習の香水器械購求云々御依頼の趣承知致し候。右は当地に於て既に別紙の通り稟議済みの上、来月中には其地出張致させ候積り、付ては該器も整頓悉皆携帯致させ候条、右に御了諾相成りたく、此段御回答に及び候也。

四月廿八日　　村橋久成
調所廣丈殿

A2-2「石狩ハマナス花盛ニ付試験ノ為出張方ノ件」（1629-10）

本日石狩へ出張の処、「ハマナス」別紙絵図面のヶ所一番花当分盛に付、出島義同所出張試験有之候はば如何、併し乍がら当分類焼後に付、宿泊に致すべきヶ所は充分にこれ無くに付、両日間位出張折々試験相成りたく候。即今天気晴快の内出張の方宜しかる可く候間、都合宜く候はば、明日より出張相成りたく、此段御協議に及び候也。

六月十一日　　調所廣丈
村橋七等出仕殿
河村権大主典殿

A3-1「香水精製ノ玫瑰花摘採人足等手当取計ノ件」（6162-18）

〇香水精製の玫瑰花廻越の件

上局

石狩分署　　勧業課

諸第百五十号　御用懸出島松道香水精製の玫瑰花摘採の為、本日其地へ出張候条、同人より右摘採人足等の手当御談に及ぶべく候間、然るべき御取計いこれ有りたく、此段申入候也。

九年六月十二日

A5-1「第一号　物産取扱所へ玫瑰花香油ノ品評及代価並需要高問合」（A 4/514）

三等出仕書記官　　札幌書記官

当庁物産局製物試験場に於て玫瑰花より製出の油量目壱匁、見本の為め御廻及び候、其筋へ御回送品評を得られ、其売捌見込代価及需要高概計共、追て御報知相成度、別紙製出手続の概略書、相添此如申進候也

十三年三月十二日

A5-2「第二号　物産取扱所ヨリ右問合ニ対シ岸田吟香口述書添回答」（A 4/514）

札幌書記官　　東京物産取扱所長

三ノ五拾弐合を以て、玫瑰油品評及び代価並びに需用高取調べ御報置及ぶべき段、御照会相成居候処、兼而該品相届候、岸田吟香義支那地方へ罷越居、代の者にては該品試験等不行届処より、是迄遷延及び候処、昨今香水調和試験候処、別紙同人口述之通に有之、且つ当地薬舗鰯屋へも取調させ候処、是又別紙聞取書之通次第にて、到底小売直段と卸売値段と格別の差も有之、御差回しの計算にては利益相見得不と、尤兼国職人の仕事に致し候はば、引去可申就迚も五拾七円足らずの入費に三拾弐円足らずの月給相懸り候而は、到底引受相成兼可申、委細は別紙報置書にて御承知可有之、此段御回答旁申進候や

十三年十月十六日

（略）

玫瑰油之義ニ付岸田吟香口述

北海道製の該油と舶来の物とを比較するに、一覧せし処にては舶来之方品位宣敷を覚ふ、然れども洋式香水調和之方法に拠り混和するに、混和の模様迄都て舶来の優なる覚ゆ、然るに調和後時間を経るに随ひ、漸々佳香を発し、今日に至りては、舶来品を以て製せし香水は北海道産の油を以て製せしもの比すれば、其品位数等を減す依て北海道玫瑰油は舶来品（岸田吟香貯保の薇薔油比するものなり）に優る数等なりと、其代価は当時所貯の舶来品にては八匁入にて金拾弐円にして購入せし（一昨年中なりと云ふ）ものにて、小売代価なれば卸代価に比すれば、北海道製玫瑰油にて八匁入にて金拾円位の処ならば相捌ケ可申との事に有之候や

十三年九月廿八日　　真崎健　誌

A6-6「石狩玫瑰花買上景況報知ノ件　申進」（A4/105-116）

小生儀石狩出張に相成候処、昨二十一日帰使代に付、毎々御手数相懸け、恐縮至に御座候得共、右御届書其筋へ御差出し被下度、奉伏願候。玫瑰花は未だ三分の一も咲き不申、右故集り方も揃出不申、尤も逐日多分に集り候事より推考仕候。右塩蔵方は、職夫井上清五郎一人にて聊差支無之、昨二十一日正午迄に目形百五十貫余に至申候。

但し昨今の処にては、一日平均三十貫目余の摘採なり。

弐斗樽一個に付、玫瑰花凡そ五貫五百め入に付、百樽有之候はば充分と被存候。石狩にては、一個の代金拾八銭余に付、可相成は不足の分、当地より御差廻しに被成候方可然哉、御勘考被下度。

右近況可然様局長へ御開申し被下度、是亦申添候。本日御届け旁出頭可仕筈の処、眼痛にて出場にも難堪、暫時療養のため退場仕候に付、右御差含み可然義奉懇願候。　倉卒拝具。

二十二日　　石橋俊勝

野村様

A6-8「宮城県博覧会出品玫瑰香水解説書差進ノ件　申進」（A4/105-118）

製第四百五十八号

博物課　　製煉課

宮城県博覧会へ出品すべき玫瑰花香水の解説書、別紙の通取調差進候条、可然御取計有之度、此段申進候也。

十三年六月三十日

「標記玫瑰香水解説書」（A4/105-118）
出品者：開拓使札幌本庁物産局製煉課
物名：玫瑰花香水（方言ハマナシ花）
産地：石狩国石狩郡瀬海なる一帯の平砂に滋蔓するものなり。製造場石狩国札幌製物試験場に在て試みに之を製造するものとす。
素質：此香水は乃ち玫瑰の花片を摘采して之を製するものとす。
製造法：此香油を製するには、摘采する所の花片を匣又は桶の如きものに、厚さ一寸余に重ね、其上に食塩を散布し、(花片の最大約百六十貫目に塩一石を率にして、塩は花片の腐敗を防ぎ、且つ油質の分離を促すの策に過ぎず、故に敢て多量を要せず。)毎層塩を散布して装入し、少時重錘を載せ、器中空隙なき樽に詰め、能く其口を密閉し貯蓄する事一周日にして、逐次蒸溜すべし。其蒸溜するの法は、花片の凡そ蒸溜罐の八分目に至るを度とし、常水を別に加入し、（水は花を覆ふを以て足れりとす。）而して能く交火に蒸溜すれば、淡白色の水を点滴漏出す。但し、此水液の透明となるは、油分を含まざるの微なるを以て蒸溜を止むべし。先の如く一回蒸溜せし淡白色の水液を、復た蒸留器に入れ再餾すれば、油分全く分離して水上に浮ぶ。之を茶匕様のものにて掬ひ取り、漏斗中に集めて水分を分ち、紙にて濾し硝子瓶に貯ふ。此の香油を香水となすには、亜爾個児拾五磅に香油二匁を徐に攪拌して之を滴入し、油全く溶化するを認め、適宜に水を加入す。　効用　香気清楚馥郁として、常に之を懐抱すれば、悪疫、邪気に感ずるの予防となり、又た婦女粧料に尤も多量に供用するものとす。彼の舶斎香油の如きは、一磅にして其価は五百円より六百余円に至ると言ふ。其貴重の香油なる推して知るべし。
採収：花片を摘采するは、毎年六、七月の交、石狩一帯の海砂に滋蔓し、枝葉稍や繁茂し、点々花蕾を破り、漸く其盛開の時を以て其候とす。既に此候に至れば、満目の平砂処として嫩緑、浅紅ならざるはなく、薫気清楚として遠近香相連り、其幽景も亦た掬すべし。現今既に此花片の摘采に従事す。その花片の価は、量目壱貫目にして金十銭なりとす。今其摘採する玫瑰の花片は、将さに五百貫目を向んとす。

A6-10「玫瑰花詰樽送付ノ件」（A4/105-120）
札幌本課　　石狩製煉場
一　玫瑰花詰樽　　百弐拾五個
右は過般出張の井上清五郎へ当海浜に滋蔓したる玫瑰花為摘采購入樽詰にせしもの、則及御送付候条、御査収相成度、此段申進候也。
明治十三年七月十二日

A7-1「内国勧業博覧会出品玫瑰油価格改定ノ件」（3739-68）
長官済
三等出仕書記官　　札幌在勤　七等属 齋藤實昭
内国勧業博覧会委員
内国勧業博覧会出品玫瑰油価格の義に付、御下命の次第もこれ有り、本庁と電信し主調者へ問合せ候処、該価格は兼て該庁の製品と照査の為め、製造者に於て、舶来品少許（すこしばかり）買入候節の価に準じ、仮定いたし置たる趣にて、実際の原費は、「壱ヲンス」金拾七円〇八銭八厘にこれ有る由申越、右は全く方今市場普通の価に通ぜざるに聞し候義と相見へ候条、右原価へ弐割を乗じ、金弐拾円〇五拾銭を以て売価と御改定相成し然るべき哉。尤も品位は最も優等に相見得候条、此段相伺候也。
明治十四年五月五日